

## 農業振興条例（仮称）制定検討調査会設置要綱

### （趣旨）

第1 本県の農業振興に向けた条例の制定について検討するため、「農業振興条例（仮称）制定検討調査会」（以下「調査会」という。）を設置する。

### （任務）

第2 調査会は、次の事項について協議する。

- (1) 農業振興条例（仮称）（以下「条例」という。）に関する事
- (2) 県民等からの意見聴取に関する事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例に関し必要な事項

### （組織）

第3 調査会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、総合農政対策議員連盟から推薦のあった者とするほか、農政部の課長の職にある者をもって充てる。

### （会長等）

第4 調査会に会長、副会長を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は調査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

### （会議）

第5 調査会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

### （委員でない者の出席）

第6 調査会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者の意見又は説明を聴くため、会議にその者の出席を求めることができる。

### （幹事長等）

第7 調査会に必要あるときは、幹事長、副幹事長を置くことができる。

### （事務局）

第8 調査会の事務局は、議会事務局調査課及び農政部農政課に置く。

### （補足）

第9 この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年 月 日から施行する。